

熊本大学同窓会連合会会則運用申し合わせ

第3条関係（事業）

- 1 本会の当面の主な活動は、次のとおりとする。
 - (1) 総会（年1回）及び幹事会（適宜）の開催
 - (2) 地域別同窓会設立の援助
 - (3) 各種情報提供による学部等同窓会間の相互の連携の推進
 - (4) その他、学部等同窓会間の相互の交流、親睦を図るために必要な活動

- 2 地域別同窓会の設立に当たっては、支部を有している部局別同窓会が中心となって、相互に連携を図りながら、設立に向けて努力するものとする。
なお、地域別同窓会の設立方策は、幹事会において検討を行う。

第4条及び第5条関係（正会員、特別会員）

- 1 本会の発足時に、同窓会連合会を構成する学部等同窓会（正会員）は、次のとおりとする。

- ・ 武夫原会
- ・ 教育学部同窓会
- ・ 理学部同窓会
- ・ 熊杏会
- ・ 薬学部同窓会
- ・ 工業会
- ・ 医学部保健学科同窓会

- 2 本会発足後に、新たに設置された学部等同窓会、職域別同窓会及び地域別同窓会などの各種同窓会が本会への加入を希望する場合は、本会への申し出を行うものとする。

第10条関係（名誉会長及び顧問）

会長が、名誉会長及び顧問を委嘱する場合は、総会の同意を必要とする。

第14条関係（会費）

- 1 学部等同窓会が本会に納入する会費は、別に定める。
- 2 会費を変更しようとする場合は、総会の議を経ることを必要とする。

附則関係

この会則施行後、本会設立当初に選任又は委嘱される役員は、この会則に基づき選任又は委嘱されたものとみなす。